

# みんなの県政

1976/4 No.87 富山



## 県の施設紹介

### 公害センター(小杉町太閤山)

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、産業廃棄物と、〈公害〉と呼ばれるものの種類は多い。ここ公害センターは、県の公害対策を支える中心的機関だ。最新の機器を多数備え、これもそのひとつ「ガスクロマトグラフ」。

51年度予算を決めた2月定例県議会  
 会で提案理由説明を行う中田知事



3月18日、予算案を採択

「愛」と「繁栄」へ向け

# 51年度富山県予算スタート

総額=2,060億円  
 一般会計=1,682億円



パイプやガラス管の並ぶ水質汚濁化学分析室

## 住みよい環境づくりをめざす 公害センター



センターから出る排出ガスの処理装置

ガスクロマトグラフ質量分析計  
 自慢の分析機器のひとつだ



県内に発生する公害の監視、研究の中心的機関として昭和46年に設置された公害センター。小杉町太閤山にある現在の庁舎に移ったのが47年8月。総務課大気課、水質課、特殊公害課に37名の職員が働いている。研究陣に若い力が多いのが特徴。水質や大気の測定車が県内あちこちに出動することも多い（表紙参照）

51年度富山県予算スタート	
みんなの県政	1
1976・4・もじ	
・県民生活の安定を	
・予算はこう使われる	
・住みよい富山県をつくるために	
・富山県に繁栄をもたらすために	
・若い世代を育てるために	
ふるさと・空から拝見・新湊市	10
成立した地下水採取条例	12
硫酸化物の改定ブルースカイ計画	13
土地の売買には届出があります・富山市	
月岡新にフラワーセンター・経営移譲年	
金の支給が始まっています	14
物価と家計簿シリーズNo.34	16
トピックス2月1日～29日	18
完成した砺波お泥かんがい事業	19

# 五十一年度予算スタート

四月一日、昭和五十一年度の富山県予算がスタートしました。五十一年度の県政を支えるこの予算は、「愛と繁栄の県政」をさらに推進させることを基本に編成されたもので、去る二月の県議会において決定をみました。

予算規模は、一般会計で前年度当初比一三・四割増の一、六八二億円、特別会計等を合わせた総額で二、〇六〇億円となっています。

かつてない厳しい財政事情を考慮しながら、福祉の充実、中小企業施策の強化に努めるとともに、昨年度において、景気の浮揚をみないままに推移した経済の着実な回復を図るため、公共事業を積極的に受け入れるなど、県民生活の安定に特に配慮した編成となっています。歳入面では、経済不況のおお

りを受けた法人関係税の伸び悩みから、県税、地方交付税に多くを期待できない状況にありま

## （厳しい財政事情を克服し） 県民生活の安定を

す。このため、県債を昨年度の三倍に増やし、財政需要にあてています。

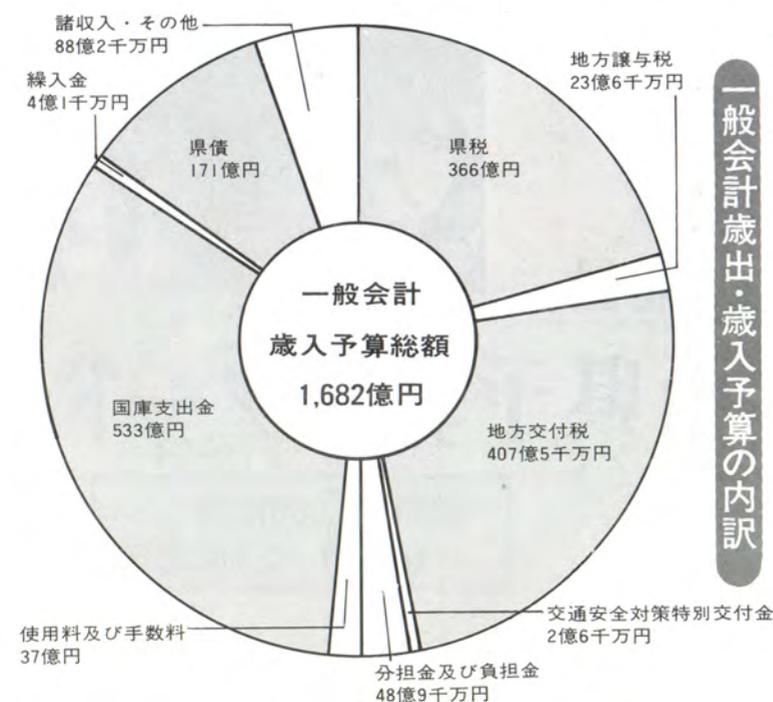
また、このような深刻な財源難に対処するため、一般行政事務費の削減、部、課の統廃合など行政機構の簡素化や財政の合理化と財源の重点的、効率的な配分に努めています。このほか県単独補助金を、原則として一律に削減していますが、財政状況が好転するまでの暫定的な措置ですから、県民の皆さんには県財政の苦境を理解され、ご協力をお願いする次第です。今後の経済動向についても樂觀を許されない状況にあります。景気対策の効果が徐々に浸透し、ゆるやかに回復していくものと思われれます。《住みよい富山県をつくる》《若い世代を育てる》この三大施策を柱に、「愛と繁栄」へ向けて今年度の県政が進められます。県民の皆さんのご協力をお願いします。

(単位 千円)

一般会計歳出予算の目的別内訳

区分	予算額	前年度比(%)	構成比(%)
議会費	534,143	103.0	0.3
総務費	7,137,803	100.9	4.2
民生費	7,367,953	103.8	4.4
衛生費	7,051,982	103.4	4.2
労働費	1,347,318	107.4	0.8
農林水産業費	31,040,226	111.0	18.5
商工費	5,239,702	101.3	3.1
土木費	30,463,020	119.3	18.1
警察費	10,136,468	112.9	6.0
教育費	51,250,017	117.7	30.5
災害復旧費	5,052,574	101.1	3.0
公債費	6,760,926	130.1	4.0
諸支出金	1,453,148	125.3	0.9
予備費	3,400,000	113.3	2.0
合計	168,235,280	113.4	100.0

### 一般会計歳出・歳入予算の内訳



## 予算はこう使われる

その他

250億円(構成費12.2%)

住みよい富山県をつくる

709億円(構成費34.4%)

歳出予算総額  
2,060億円

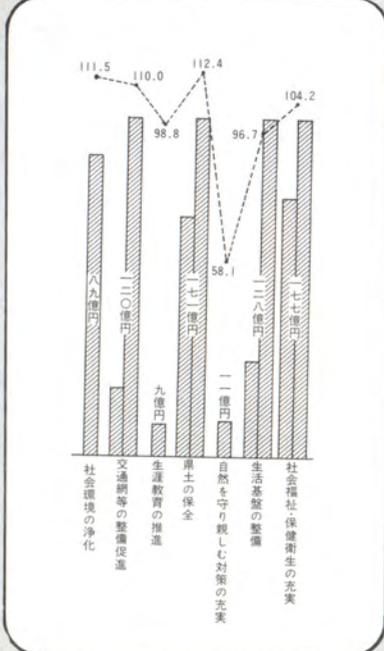
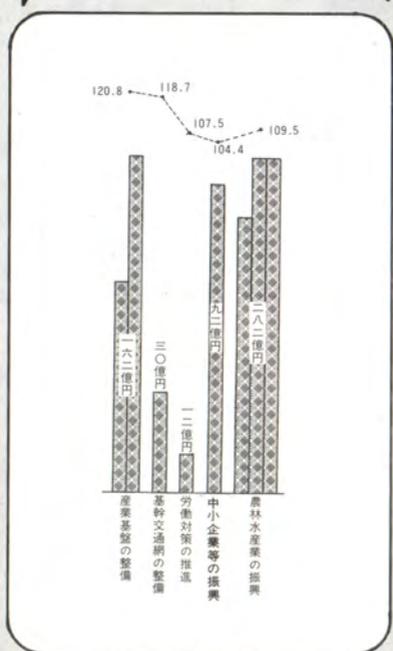
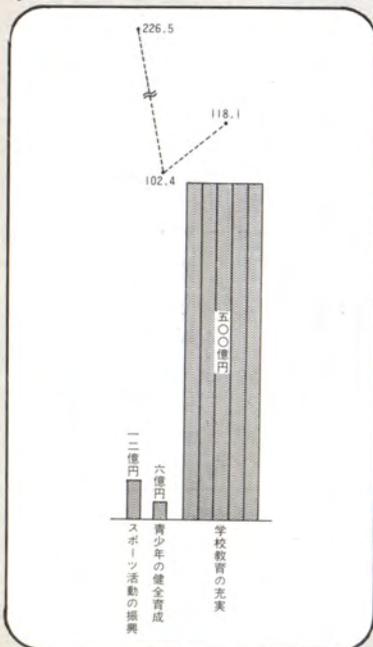
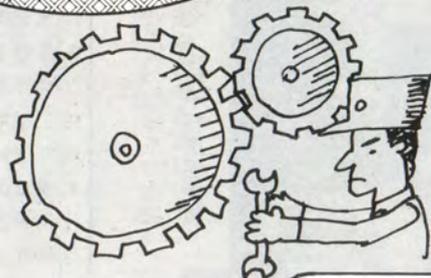
- ・一般会計 1,682億円
- ・特別会計 105億円
- ・収益会計 120億円
- ・企業会計 151億円

若い世代を育てる

518億円  
(構成費25.2%)

富山県に繁栄をもたらす

581億円(構成費28.2%)



【注】  
・1億円未満を切り捨ててあります。  
・折れ線で示してあるのは、対前年度比(単位%)です。

# 住みよい富山県をつくる ために

重要項目別予算一覧  
(単位百万円、百万未満切捨て)

内 訳	予算額	前年度比(%)
<b>1. 社会福祉・保健衛生の充実</b>	<b>17,786</b>	<b>104.2</b>
(1)心身障害者対策の強化	2,175	105.4
(2)老人福祉対策の充実	1,504	110.6
(3)総合母子保健対策の確立	388	102.4
(4)児童・母子・婦人対策の確立	2,140	110.2
(5)福祉の充実と生活保護	1,487	100.3
(6)保健衛生対策の強化	9,781	102.7
(7)国立医科薬科大学の整備促進	307	95.7
<b>2. 生活基盤の整備</b>	<b>12,886</b>	<b>96.7</b>
(1)県民生活安定対策の推進	262	91.9
(2)土地対策の推進	156	126.1
(3)公害防止対策の充実	1,395	140.6
(4)過疎・山村地域の振興	557	87.1
(5)積雪対策の推進	652	92.3
(6)住宅対策の促進	3,083	76.2
(7)水資源の有効利用と上下水道の拡充	6,777	103.9
<b>3. 自然を守り親しむ対策の充実</b>	<b>1,131</b>	<b>58.1</b>
(1)自然環境の保護	67	30.9
(2)公園等の整備促進	764	48.2
(3)花と緑の県づくり推進	299	210.4
<b>4. 県土の保全</b>	<b>17,190</b>	<b>112.4</b>
(1)河川改修・海岸保全	6,018	107.4
(2)砂防・治山	6,089	131.6
(3)防災対策と災害復旧	5,081	100.4
<b>5. 生涯教育の推進</b>	<b>917</b>	<b>98.8</b>
(1)社会教育の推進	492	128.7
(2)芸術文化の振興	425	77.9
<b>6. 交通網等の整備促進</b>	<b>12,066</b>	<b>110.0</b>
(1)地域交通網の整備	10,104	109.4
(2)交通安全対策の推進	1,962	113.1
<b>7. 社会環境の浄化</b>	<b>8,935</b>	<b>111.5</b>
<b>住みよい富山県をつくる予算総計</b>	<b>70,913</b>	<b>105.0</b>

〈住みよい富山県をつくる〉ための予算としては、全体で709億円、予算総額の34.4%があげられています。

## 社会福祉の充実

### ▽心身障害者対策

これまで社会福祉課と婦人児童課で行っていた障害者に対する福祉行政を一元化し、今月一日から「障害福祉課」がスタートしました。この障害福祉課が今後の心身障害者対策を進めます。まず、富山市針原地内に建設中の「社会福祉総合センター」



4月1日「障害福祉課」がスタート蔵堀初代課長が職員を激励した  
障害第1、第2と管理の3係に分かれ、県の心身障害者対策を一手に引き受ける

のうち、50年度の肢体不自由児施設に続き、肢体不自由児養護

学校とエネルギーセンターの建設にとりかかります。

### ▽児童福祉対策

引き続き保育所、児童厚生施設等の整備、運営に対して助成を行います。

### ▽母子福祉対策

新たに県単独事業として「大小学入学支度金貸付制度」(十万円まで)を発足させたほか、母子福祉資金などの貸付枠を増やしました。

## 保健衛生対策

### ▽成人病予防対策

循環器疾患の第一、二次検診対象者の拡大、ガンの集団検診対象者の拡大、子宮ガン検診車の購入など、検診体制の確立に力を入れています。

### ▽特定疾患対策

国の制度のほかに県単独で実施している対象疾患を23疾患から27疾患に増やしております。

### ▽献血の推進

増大する医療用血液需要に対応するため、献血者登録制度の強化、献血者に対する血液検査サービスなど、幅広い献血運動を展開します。

### ▽病院施設等の整備

国立富山医科薬科大学の開学を機に、公的病院の施設拡充に力を注ぎ、県民の健康保持に努めます。また、新たに、看護婦不足解消のため「ナースバンク」を発足させます。

## 生活基盤の整備

### ▽県民生活安定のために

最近の物価は鎮静化しつつありますが、引き続き生活物資の価格監視、便乗値上げの防止、さらには消費者への的確な情報提供を行い、消費者保護の施策を進めます。

### ▽土地対策

「国土利用県計画」をつくるにあたっては、土地需要の調整、公害の防止、自然環境保全などの面から検討し、本県の特性を十分生かしたものにすることを予定しています。

なお、地価は鎮静化の傾向を示していますが、引き続きその安定に努めます。

### ▽公害防止対策の充実

かねてからの懸案であった富山新港臨海工業地帯周辺のグリーンベルト造成事業が、今年度から四か年計画で、公害防止事業により着手されます。

大気汚染防止については、前年度末に硫酸酸化物の排出規制基準を見直し改定しました(13頁参照)が、今年度は、これを受けて、大気環境の一層の改善を図ります。

水質保全対策としては、県内主要公共水域全域について、すでに水質汚濁にかかる上乗せ排水基準の設定を完了し、今年度



大気汚染常時観測局の内部に並んだ機器類

は、環境基準が維持達成されるよう監視を強化します。

カドミウム汚染田については復元工法を検討するために実験田三か所を新設するほか、対策地域として指定済みの神通川右岸と黒部市を対象に用排水系統の調査、神通川流域を対象に客土母材の子備調査を新たに実施します。

### ▽過疎・山村対策

バス路線維持対策を大幅に拡充するなど道路網の整備、交通の確保を重点とし、生活基盤等整備事業の拡大、市町村振興基金の重点的配分などにより、総



富山市針原地内の広大な敷地に建設が急がれる〈社会福祉総合センター〉写真は移転建築中の高志学園



# に繁栄を もたらすために

重要項目別予算一覧 (単位百万円、百万未満切捨て)

内 訳	予算額	前年度比%
<b>1. 農林水産業の振興</b>	<b>28,253</b>	<b>109.5</b>
(1) 農業の振興	4,186	105.9
(2) 畜産の振興	740	83.3
(3) 農業基盤の整備促進	19,777	113.0
(4) 林業の振興	2,252	100.5
(5) 水産業の振興	1,296	105.9
<b>2. 中小企業等の振興</b>	<b>9,238</b>	<b>104.4</b>
(1) 中小企業	8,927	104.7
(2) 業 業	142	97.2
(3) 貿 易	57	104.3
(4) 観 光	111	93.5
<b>3. 労働対策の推進</b>	<b>1,291</b>	<b>107.5</b>
(1) 労働力の確保	682	104.0
(2) 労働福祉の推進	609	111.8
<b>4. 基幹交通網の整備</b>	<b>3,090</b>	<b>118.7</b>
(1) 北陸新幹線と高速自動車道の建設促進	179	128.4
(2) 幹線道路等の整備	2,911	118.2
<b>5. 産業基盤の整備</b>	<b>16,264</b>	<b>120.8</b>
(1) 工業用地の整備	7,447	125.0
(2) 工業用水道の拡充	3,597	120.8
(3) 港湾施設の整備	3,502	108.3
(4) 流通基地の整備	1,716	132.7
<b>富山県に繁栄をもたらす予算総計</b>	<b>58,137</b>	<b>112.0</b>

「富山県に繁栄をもたらす」ための予算としては、全体で約581億円、予算総額の28.2%が充てられています。



昨年末にほぼ完成し、夏山シーズンの7月20日のオープンをまつ立山自然保護センター

合的な過疎・山村対策を進めま  
す。  
▼水資源の有効利用と  
上下水道の拡充  
将来の水資源確保のため、現在建設中のもののほか、新たに境川ダムの建設に着手します。上水道については、生活用水を確保するため、西部および熊野川水道用水供給事業の建設を引き続き進めます。  
また、「地下水の採取に関する条例」により、地下水の保全と将来の地盤沈下予防に取り組みます(12頁参照)。

## 自然を守り 親しむ対策

### ▼立山の自然保護

立山周辺の雷鳥を保護するためのスキー規制を引き続き実施します。

立山植生活力度調査の結果をまっけて、将来の自然保護対策を検討するとともに、国立公園の美化清掃事業、三年目を迎えたナチュラリスト事業などの充実を努めます。

また室堂に建設中だった「立山自然保護センター」が昨年末にほぼ完成、ことし七月オープンの運びとなりました。自然保護思想の普及とともに、立山の自然を紹介するビジターセンターとして期待されています。

## 農林水産業 の振興

### ▼農業の振興

米については、わが国における優良米の供給基地として、今後とも「うまい米づくり」を推進します。

このため、農地については、農用地利用増進事業などにより優良農地の確保に努め、「よい土づくり」のために堆きゅう肥の施用などを進めます。一方、

つぎに、すでに都市計画決定された小矢部川流域下水道事業については、目下、浄化センター用地の確保に努めています。地元住民のご理解が得られれば早期に着手する予定です。

▼花と緑の県づくり  
「花と緑の銀行」の事業として新たに道路花壇の設置に助成し、「花と緑の県づくり運動」をさらに推進します。

婦中町上くつわ田に造成が進められる緑化センター。ことしは指導館を建設する(写真はさくらの苗木の植え込み)



前年度から造成を始めた「緑化センター」については、今年度は緑化指導館を建設し、年度内に指導事業を開始する予定です。

## 生涯教育 の推進

### ▼生涯教育の推進

「県民大学校」をさらに充実するとともに、新たに年間52回

のテレビスポットで生涯教育情報の提供を行います。

### ▼社会教育の充実

地域社会に密着した社会教育の充実を図るため、社会教育指導員、公民館指導員を増員します。

### ▼農業基盤の整備促進

引き続き、「ほ場整備事業」を進め、「農業構造改善事業」とあわせて生産基盤を整備します。これらによる生産の拡大と所得の向上に加えて、農村生活環境を整備するための「農村総合整備モデル事業」を推進します。

### ▼畜産の振興

今年度は飼料対策に重点をおき、粗飼料の増産と利用の推進とともに、優良家畜の導入、畜産物の流通対策に努めます。

### ▼水産業の振興

沿岸漁業構造改善事業をさらに推進するとともに、内水面漁業総合振興事業、栽培漁業センターの建設のほか、漁業近代化資金の融資枠を広げます。

### ▼林業の振興

引き続き林道の整備、公営造林、林業構造改善を進めます。

## 中小企業 等の振興

### ▼中小企業対策

中小企業をとりまく厳しい情

### ▼芸術文化の振興

恒例の県展、県芸術祭に加え、今年度から新しく青少年美術展を開きます。

県立美術館については、基本計画の策定、収蔵美術品の収集対策などの建設準備を進めていきます。

また、文化財パトロール、民俗文化財・天然記念物の調査を行い、貴重な文化財の保護に万全を期します。

## 交通安全 対策の推進

昨年一年間の県内の交通事故は、死者数において二ヶ台に減少するなど、県民総ぐるみの安全運動の成果がみられました。今後とも安全思想の普及を徹底させ、都市部を中心とした交通渋滞緩和対策など、良好な交通環境づくりを進めます。

富山市における「交通管制センター」のほか、今年度からの新五年計画によって交通安全施設を整備拡充する予定です。



ことしも、うまい富山米を

勢に対処するため、ひとつには金融の円滑化に努めます。「中小企業安定振興基金」の新設、信用保証協会への出資金の増額による中小企業者の信用補完の強化、また県単独の各種制度融資枠の拡大などが行われます。一方、中小企業発展のカギをにぎるとされる技術・情報面の施策としては、まず業界の協力による「技術振興基金」の新設技術改善施設資金の融資枠の拡大が行われます。つぎに、「科学技術情報相談所」が開設されます。

また、中小企業の体質を強化するため、高度化事業、設備近代化事業、繊維構造改善事業が進められます。

商業については、商店街の近代化の推進、とりわけ駐車場の整備に配慮することになっています。

### ▽業の振興

伝統産業である業について今月から「医薬品の製造と品質管理に関する基準」(GMP)が実施されています。配置販売用医薬品製造業が中小企業近代化促進法の指定業種になったこととあわせ、業の体質改善が前進します。

### ▽貿易・観光の振興

新規市場の開拓とソ通、中国などへの対岸貿易の拡大を軸に、貿易の振興が考えられています。国内の見本市、中近東、東欧への産業巡航見本市への参加も積極的に進められます。

観光については、需要の多様化に対応した広域観光事業とPRの強化、四季を通じての観光レクリエーション基地構想がた



〈新しい商店街づくり〉にとって駐車場の整備は緊急課題だ

てられている立山山麓地区へのゴンドラリフトやスキー場の設置などが進められます。

## 労働対策の推進

### ▽雇用安定のために

景気の低迷から、企業においては求人の手控え、一時帰休、人員整理などを実施しており、極めて厳しい雇用情勢にあります。この情勢のもとでの雇用安定を図るため、各種給付金制度の活用、求人開拓の強化に努めますが、なかでも中高年齢者、

心身障害者の雇用促進に力を入れます。

### ▽職業訓練の充実

中高年齢の転職者を対象にした「能力再開発訓練」を軸に、在職者に対する成人訓練など、技能の多様化と高度化に適應できる技能者を養成します。

### ▽労働福祉の推進

金融対策を充実して勤労者の生活安定を図るほか、保養センター、働く婦人の家、労働福祉会館の建設に助成し、勤労者福祉施設の拡充に努めます。また、婦中町に建設予定の「勤労者いこいの村」の用地買収が進めら

## 基幹交通網・産業基盤の整備

まず、早期着工が期待される北陸新幹線については、国において前年度同額の建設費が計上されており、県ではさらに働きかけを続けます。

昨年十月に富山・小杉間の開通をみた北陸自動車道は、さらにことし十月、福井・武生間の開通が予定されています。富山以東については、現在用地買収を進めており、早期着工を関係方面へ働きかけます。

また、この北陸自動車道の整備に伴い、物資流通量と自動車交通量の大幅増加や大型化が予想されます。このため、この間の流通コストの低減と物資の安定供給を図るため、現在小杉I・C付近で用地買収を進めている「流通業務団地」の造成に着手します。

一般国道については、八号線の渋滞緩和を図るため、富山・

れます。

高岡バイパスの四車線化の早期実現に努めます。また富山・滑川バイパス、小矢部バイパスの建設を促進するほか、境バイパス、氷見・高岡バイパスなど建設中のものについても、その整備を促進します。

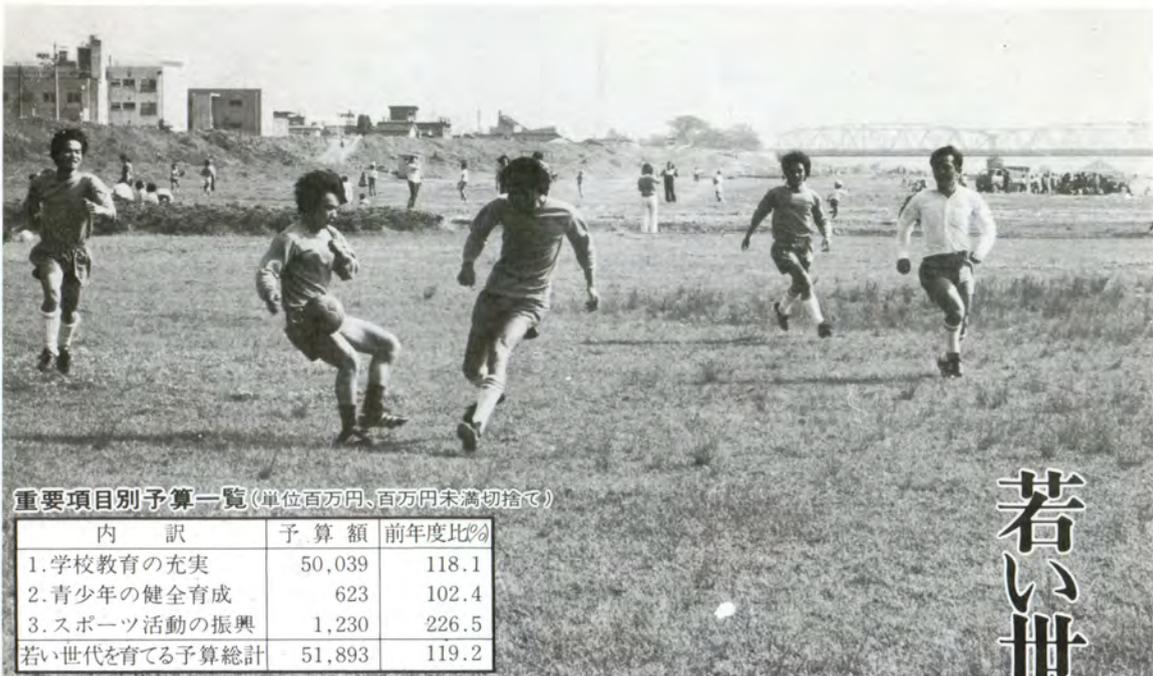
航空機のジェット化に対処するため、富山空港については、現空港の拡張など施設改良に必要な調査が進められます。

そのほか、新規需要と地下水規制に対応できるよう、神通川工業用水道事業の建設が本格的に進められます。



県道有沢西三俣線に完成間近い呉羽トンネル

# 若い世代を育てるために



重要項目別予算一覧(単位百万円、百万円未満切捨て)

内 訳	予 算 額	前年度比%
1. 学校教育の充実	50,039	118.1
2. 青少年の健全育成	623	102.4
3. スポーツ活動の振興	1,230	226.5
若い世代を育てる予算総計	51,893	119.2

## 学校教育の充実

今年度は、「調和のとれた学校教育」を重点に施策を進めます。

まず高等学校では、全日制の普通科比率を高めます。また、通信制の新入学者に月額五千円(24人)を貸与する「通信制修学奨励貸付金制度」を新設し、定時制を合わせた教科書の無償給与とともに、勤労青少年の教育機会の拡大を図ります。施設面では、校舎の増改築を引き続き進めることにしています。

特殊教育については、在宅児訪問指導員の増員、こまどり学園における義務教育修了者のための教育派遣、施設の整備等を

行います。

幼稚園教育については、幼稚園、保育所連携の実験事業を継続するほか、乳幼児教育振興研究協議会において幼児教育全般にわたる基本計画を策定する予定です。

公教育の一翼を担う私学については、今年度から「私立学校振興助成法」が施行されます。

県においても、私立高校や私立幼稚園に対する運営費補助を増額し、助成を強化します。

## 青少年の健全育成

青少年の健全育成については、既存の青少年施設の協調体制づくり、国立自然の家の誘致など青少年をとりまく社会環境の整備を図ります。

## スポーツ活動の振興

「おおよま国体」を契機に、冬期間も戸外のスポーツに親しむ県民性をつくるため、国体で使用した山野スポーツセンター、立山シャングエなどの施設を開放し、冬季スポーツの振興を図ります。

そのほか指導面では、派遣スポーツ主事などの増員。施設面では、山野スポーツセンター横にグラウンドを整備するほか、岩瀬スポーツ公園と高岡武道館が今年度にオープンします。

なお、ことし八月の全国高校総合体育大会のうち、卓球、ホッケー、ハンドボールの三競技が本県で行われます。若人のスポーツの祭典のため、積極的な協力を行います。

# ふなと

—空から拝見

## 新湊市

新湊市は、水産の町として知られていたが、今や富山・高岡地区新産業都市の中核として、日本海時代開拓の中心地域となることが期待されている。昭和四十三年四月開港した富山新港には、外国船の入港も相次ぐ。背後地帯には多くの企業が立地していちじるしい発展を続け、今日ではまさに日本海随一の雄大さを誇っている。

— だれでも住みたくなる都市 —

— みんながしあわせになる都市 —

— 明日の人づくりをすすめる都市 —

— 活気にあふれる豊かな都市 —

を基本的施策として、新湊市は躍動を続けている。



# 成立した 地下水採取条例



地下水観測井は県内に10か所自動記録装置が地下水の監視をうける

## 地下水保全と地盤沈下防止へ

二月定例会議会で「地下水の採取に関する条例」が成立、地下水源の保全と地盤沈下の防止に取り組みことになりました。制定の背景、意義などをお知らせし、皆さんのご協力をお願いします。

生の子防をねらいとし、地下水の大量採取の抑制などの措置を講ずるものです。

条例は、公布(三月二七日)とともにすでに一部施行されていますが、対象となる地域、採取の基準、届出の方法などについては、別に、告示あるいは規則で定めることになっています。

したがって、これらが定められた時点で条例が全面的に適用されることとなりますが、条例の趣旨を理解していただくため、そのあらましを紹介いたします。

この条例は、**この条例は、** 県下全域を対象とするものではなく、次の条件にあてはまる地域に限って適用されます。

**吐出口が21平方メートルをこえるもの**  
地下水を採取する揚水設備のうち、ポンプの吐出口(水の出口の部分)の断面積が21平方メートルをこえるものが対象とされます。したがって、口径50センチ以下のものには適用されません。

**揚水設備の設置は届け出をノ**  
規制地域・観察地域内に揚水設備を設置する場合は、事前に揚水設備の設置場所、揚水量、取水の用途などを届け出なければならないものとされています。

**規制地域では取水を制限**  
知事は規制地域の指定とあわせて、その地域内の取水基準(吐出口の大きさ・地下水の採取量)を定めます。この取水基準についても知事は、地下水審議会と市町村長の意見をきくことになっています。

**違反には取水の一時停止も**  
取水基準に違反して採取しているひとに対しては、基準にあわせるよう勧告や命令をし、命令に従わない場合は揚水設備の使用が一時停止されることもあります。

**届出違反には罰金が**  
届出違反、命令違反、測定報告違反などがあつたときは、所定の罰則が適用されることになっています。

## なぜ条例ができたのか

良い水質、安定した水温、採取のし易さ、このように恵まれた特性をもつ「地下水」は、いろいろな分野で使用されています。特に昭和三〇年代後半からは、経済の発展、生活水準の向上により、工業用、ビル冷房用などの使用量が急増しました。

このように地下水採取が増加したため、富山、高岡など県内

の一部の地域では、地下水位の異常な低下、海水による地下水の汚染などの「地下水障害」がみられるようになりました。これらの現象は、貴重な地下資源である地下水の「適正な保全と利用」の原則を破り、無秩序な採取を行ったことによるものです。今後とも放置すれば地下水障害はさらに進み、地盤沈下をさらに引き起こすことも考えられます。

今回制定された条例は、これら地下水障害の進行の防止と発

## 適用は指定地域内の揚水設備

この条例は、**この条例は、** 県下全域を対象とするものではなく、次の条件にあてはまる地域に限って適用されます。

**吐出口が21平方メートルをこえるもの**  
地下水を採取する揚水設備のうち、ポンプの吐出口(水の出口の部分)の断面積が21平方メートルをこえるものが対象とされます。したがって、口径50センチ以下のものには適用されません。

**揚水設備の設置は届け出をノ**  
規制地域・観察地域内に揚水設備を設置する場合は、事前に揚水設備の設置場所、揚水量、取水の用途などを届け出なければならないものとされています。

**規制地域では取水を制限**  
知事は規制地域の指定とあわせて、その地域内の取水基準(吐出口の大きさ・地下水の採取量)を定めます。この取水基準についても知事は、地下水審議会と市町村長の意見をきくことになっています。

**違反には取水の一時停止も**  
取水基準に違反して採取しているひとに対しては、基準にあわせるよう勧告や命令をし、命令に従わない場合は揚水設備の使用が一時停止されることもあります。

**届出違反には罰金が**  
届出違反、命令違反、測定報告違反などがあつたときは、所定の罰則が適用されることになっています。

## 青い空をとりもどすために

富山県では、昭和四十八年から、「青い空」をとりもどすための「ブルースカイ計画」の一環として、硫酸酸化物の発生源規制を進めてきました。当時の国の環境基準よりもはるかに厳しい環境指導目標値を設定し、各工場に対する具体的な規制方針まで示した画期的なもので、以後県内の硫酸酸化物による大気汚染が徐々に改善されてきたことが観測されています。また、工場で使用する重油など燃料中の硫黄分を少なくするという規制方法も、その後の急速な低硫黄化対策や排煙脱硫装置の開発によって、妥当な方法として一般の評価を受けています。

## より科学的な規制値に

今回、この硫酸酸化物についての「ブルースカイ計画」が改定になり、より科学的で根拠のある排出規制が可能になりました。



県内33の大気汚染常時観測局

燃料中の硫黄分の規制値は、工場の煙突からの硫酸酸化物の排出が、現在と将来の大気中にどの程度の汚染をもたらすか、その度合から計算されます。今回の改定は、この計算方法が、

大気汚染の実情に合った、よりきめ細かなものに改められたものです。まず、将来の汚染状況を予測する地域(範囲)の計算単位を3kmメッシュから1kmメッシュとに細かくして精度を高めています。また、地域内にあ

る煙突の大きさや高さ、さらには、風のあるなし、風向までも細かく考慮し、より実情にあうようになっています。

これによって、環境指導目標値を達成するための硫黄分の規制に、一層正確な数値が出せるようになったほか、より科学的な根拠として、企業側の協力がえやすくなった利点があります。

## 〇・〇一六PPM以下を五十三年度までに達成

一方、昭和五十三年度までに達成すべき硫酸酸化物の環境指導目標値も、一般の理解をえやすい年算術平均値に改められ、

「〇・〇一六PPM以下」とされました。

この目標値を県下全域で等しく達成するため、大気汚染の進

## 汚染の激しい公害防止計画地域

(富山、高岡、新湊三市、婦中町および射水郡)内では、計画達成時の昭和五十三年度までに、四十九年度比一・二倍の重油等燃料使用量が見込まれています。これに対し、硫酸酸化物の排出量は、逆に約四〇%減少。

また環境濃度は、〇・〇〇七〜〇・〇二五PPMであつたものが、〇・〇〇五〜〇・〇一六PPMに減少するという、大きな改善が期待されるわけです。

県では、青い空を守るための総合的視野に立ち、工場等の積極的な努力を求めるほか、土地利用の適正化などの対策も、併せて進める方針です。

## 設備

規制地域への指定以前に設置されている揚水設備については地下水に代る他の水源(工業用水道・上水道など)が布設されるまでは、従前どおり採取することが可能となっています。

## 採取量の測定報告をノ

規制地域・観察地域内で揚水設備により地下水を採取する人で今後規則で定める人は、水量測定器で採取量を測定し、結果を知事に報告しなければなりません。

## 届出違反には罰金が

届出違反、命令違反、測定報告違反などがあつたときは、所定の罰則が適用されることになっています。

# 国土利用計画法により

## 土地の売買には届出がいりません

### 価格安定と正しい土地利用

「国土利用計画法」では、一定の広さ以上の土地の売買など（予約を含む）の契約をしようとする場合は、契約の前に、売人も買う人も、市町村長を経由して知事に「予定価格」や「利用目的」を書いた届出書を出さなければならぬことになってきます。（届出書は市町村にあります。）

また、届出後六週間以内に契約を結ぶことはできません。この期間に、届出の審査が行われることとなります。

届出の必要な面積は次のとおりです。  
・市街化区域 二〇〇〇㎡以上

・その他の都市計画区域 五〇〇〇㎡以上

・都市計画区域以外 一〇〇〇〇㎡以上

届出を受けた知事は、次のような場合には土地利用審査会の意見をきいて土地取引の中止や取引価格の引き下げ、などの勧告をします。つまり、取引価格が周りの土地価格より高すぎる時や、「土地利用基本計画」に照らして望ましくないときなどです。勧告が聞き入れられないときは、勧告内容を住民の方々に公表して、売買をした人たちが、正しい土地利用や価格安定に協力しなかつたことを知り

ていただき、批判してもらうこととなります。

届出をしないで土地の売買などの契約をしたり、偽りの届け出をした場合は、懲役または罰金が科せられます。土地売買契約の前に必ず届出をして下さい。届出手続等詳しいことは、富山県土地対策課（☎0764・314111内線776）または市町村窓口にお問い合わせください。

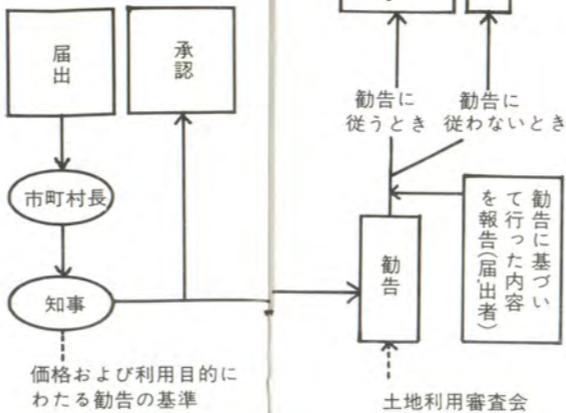
#### 【国土利用計画法】

昭和四十九年に成立した「国土利用計画法」は、かたよらない国土の発展をめざして、土地利用政策の基本を示した法律で、三本の柱から成っています。

一つは、国土利用計画に基づく各県の「土地利用基本計画」を定めることで、富山県では昨年六月にこの計画についての国の承認を受け、これを基に土地対策を進めています。

二つ目は、地価の値上り防止と正しい利用を図るための土地取引の制限。第三に、遊休地を公共の福祉のために積極的に活用するための手続きを定めることで、県ではこのための調査を進めています。

#### 土地売買に関する届出のしくみ



## 農業者年金加入の方へ

### 経営移譲年金の支給が始まっています—早い人はことし1月から

ことし一月から、農業者年金の経営移譲年金の支給が開始されています。該当する方は、もよりの農協にある「裁定請求書」によって手続きを進めてください。

#### 農業者年金加入者に

農業者で、国民年金をかけている人が加入できる年金が「農業者年金」。この年金をかけていると、六十五歳になって老齢年金（国民年金に農業者年金が上乘せされた形になります）がもらえることはご存じでしょう。そのほか、六十五歳になるまでに農業経営を移譲した場合にもらえる「経営移譲年金」があり、この制度ができてから初めての支給が、ことし一月から始まっています。

#### 支給条件は

この経営移譲年金は、老年に

なつて安心して経営移譲ができるよう、老後の生活の安定をはかるために支給されます。経営移譲により、経営規模の拡大や若返りをはかり、農業経営の近代化を促進する目的もついています。

支給の条件は、第一に農業者年金に加入していること、第二に、次のすべての条件にあてはまることです。

① 保険料納付済期間等が20年以上であること。この期間には法改正により、出稼ぎ等で国民年金及び農業者年金の納付が切れている場合も、四か月未満であれば資格期間として算入されるようになっていきます。

また大正5年、昭和10年1月1日生まれの人については特例として、期間の条件が5年、19

年よりよいことになっています。② 65歳になるまでに、③で述べる経営移譲を済ませていること。ただし、60歳になる前に移譲したときは、60歳になった月の翌月から支給されます。

③ 農地等の権利を一括して、経営主の後継者または第三者に譲渡（所有権及び使用収益権の移転）するか、第三者に貸す（使用収益権の設定）などにより、その事業を廃止したとき。

なお、第三者に移譲するときは、10アールの自留地を残すことができません。

④ ③の経営移譲が終了した日の一年前に、30アール以上の農地等の権利を有すること。

したがって、経営移譲が行われていれば、最も早い例では、

保険料納付済期間	経営移譲年金額	
	月 額	年 額
5 年	17,600円	211,200円
10 年	23,466	281,600
15 年	29,333	352,000
20 年	35,200	422,400
25 年	44,000	528,000
30 年	52,800	633,600

大正5年1月生まれの人が51年2月分からの支給を受けます。支給額は、別表にあるように保険料を納めた期間に応じて計算され、物価スライド制が採用されています。詳しいことは、農協または市町村農業委員会におたずねください。

## 熱帯・亜熱帯植物を展示

### 富山市月岡新にフラワーセンター



珍しい熱帯・亜熱帯植物を集めた展示温室

花と緑の殿堂フラワーセンターが昨年十月にオープン。目で見ると自然の学習室、市民の憩いの場となっています。

ところは、富山市月岡新七五。

- ▼園芸に関する相談
- ▼園芸種苗などの展示と普及
- ▼花きの生産指導
- ▼花と緑の銀行富山支店の業務推進—を行っています。

目玉は、北陸ではじめての鉄骨づくり、総ガラス張り、「八角形」という展示温室。バナナ

#### 案内図



としたモデル花壇も人気を集め引き続き、池と水のロックガーデン、芝生広場などを造成中です。あなたも、花と緑に憩いを求めては……。



## ● 県政のうごき — 2月1日～29日

### 2月3日 ● 農家生活改善で主婦の実績発表



パネルを使っての実績発表

婦人の力で農家生活を改善しようという農村の生活改善実行グループ員らが発表する「第20回県農家生活改善実績発表大会」が、3日農協会館で開かれました。約700人の農村婦人の前で発表したのは、各地区代表の11人。この中で、八尾町保内の館野喜代美さんが農村の健康管理をめざして、農協婦人が一体となって食生活の改善と共同の農作業の実施に取り組んだ体験を発表、知事賞を受けました。今年は農業生産と結びついた発表が目立ち、農村婦人のグループ活動が実を結びつつあることが伺われました。

### 2月6日 ● 県化学工業会が発足

県内の化学工業会社が相互の連絡を密にし、経営改善を図ろうという「富山県化学工業会」が発足、創立総会が6日、県民会館で開かれました。

県内の化学工業は、県工業発展の中核的位置を占めてきましたが、これまでに業界を横に結ぶ組織がなかったこと、また昨年の、戦後最大といわれた興人の倒産をきっかけに、大同団結の必要性が指摘されたため県などが創立を働きかけたものです。総会では、役員選出のほか、低成長時代を生き抜くための情報収集・交換を積極的に行い、経営の効率化を図る、などの活動方針を決めました。

### 2月9日 ● 第6回富山県青年の船 11月にフィリピン訪問を発表

県は9日、51年度の県青年の船(第6回)の草案をまとめ、県民会館で開かれた準備委員会で明らかにしました。

草案は、11月に90名の団員をフィリピンへ派遣するというもので、その後4月の庁議で正式決定され、4

月16日から5月15日まで団員を募集します。

応募資格は、富山県に1年以上住む満20～29歳の青年で、これまでに海外渡航の経験のない人に限る、などです。受付は各市町村の青少年担当課で行います。

### 2月13日 ● 皇太子ご夫妻 15年ぶりにご来県

14日から開かれる「おおやま国体」へのご出席と県内事情ご視察のため、13日皇太子ご夫妻が来県されました。

今回のご来県は、昭和36年第20回全日本産業安全大会に行啓されて以来15年ぶり2度目。16日まで、国体開会式へのご臨場、各競技場でのご観覧のほか、県内にある産業、福祉、スポーツなどの施設を訪問されました。懇談会も多くもたれ、県民との接触を深められた後、16日富山駅からご帰京されました。



流杉老人ホームで

### 2月14日 ● 「おおやま国体」開幕する富山県、男女総合9位に

参加都道府県41、選手団1,926人という、冬季国体史上最大のスキー競技会(第31回)「おおやま国体」が14日「立山に美と力と友情と」をテーマに大山町と四兵衛平で開幕しました。



入場する富山県選手団

15日からは極楽坂、粟巣野両会場で各競技が始まり、連日寒さを吹きとばす熱戦が展開されました。17日で全競技日程を終え、男女総合、女子総合とも北海道が優勝。62人という史上最高の県選手団は、8位入賞をのがしたものの、教員を中心に4人が優勝するなど大活躍をみせ、これまで最高の総合9位に躍進、県民の期待を見事果たしました。

### 2月20日 ● 公害審、ブルースカイ計画改定を答申



20日、県ブルースカイ計画の一部改定が、県公害対策審議会から中田知事に答申されました。この答申は同審議会大気汚染部会の決定を受けたもので、工場等から排出される硫酸酸化物について、53年度を目標とした新しい環境保全計画を内容としています。(この項本文参照)

### 2月23日 ● 中小企業の安定振興を県不況対策連絡会議開く

県、金融機関、商工団体などで構成する県不況対策連絡会議が23日開かれ、最近の経済情勢と今後の対策などについて協議しました。

席上、あいさつに立った皆川商工労働部長が「新年度の県予算案について説明。この中で、「新年度は景気浮揚策として公共事業を100%受け入れ計上した。また、新年度の目玉事業として中小企業安定振興基金を創設した」と述べました。これに対し各委員から振興基金への質問が出され、県側は、中小企業安定振興基金協会の設置など、具体的な検討を約束しました。

### 2月25日 ● 青少年育成県民会議 社会環境浄化で宣言

青少年育成県民会議は25日、「青少年をとりまく社会環境浄化推進大会」を開き、「年々悪化する社会環

境の浄化に一層まい進する」という大会宣言をしました。

大会には県内市町村青少年育成会議の代表ら約100人が出席、まず、民放、映画、書店、ボウリングの業界代表が、青少年に悪い影響を与えることに対しどのような努力、自主規制をしているかなどについて報告しました。これに対し厳しい指摘の声が出されたあと最後に先の大会宣言を採択したものです。

### 2月26日 ● 県、適正配置などを諮問 卸売市場審議会に

県は、5年前にたてた県卸売市場整備計画を見直し、現状に合致した計画に改正するため、26日県卸売市場審議会を開き、卸売市場の適正配置などを諮問しました。

この改正は、消費者購売、商品形態、交通事情などの変化に伴って、昭和60年度を目標にした計画を策定するもの。次回の審議会(5～6月)で実質審議し、答申(7～8月)を経て10月に県が計画を公表する予定で、県内22の市場を合理化、近代化する基本方針が出されます。

### 2月27日 ● 51年度産米限度数量・転作を配分内示

県農業水産部は27日、35市町村に51年度産米事前売り渡し申し込み限度数量と転作目標面積の配分を内示しました。

限度数量は全国で870万<sup>ト</sup>。県全体では24万7,600<sup>ト</sup>と、前年比7,900<sup>ト</sup>減少。前年に比べて増加した市町村はなく、全般的に都市化が進む市町村の数量減が目立ちました。

また転作目標面積は2,080haとなり、県は水田総合利用対策計画(51～53年度)をたて、一般奨励作物の野菜や飼料作物などへの転作を促進する予定です。

### 2月28日 ● 2月定例県議会 51年度県予算を決定

昭和51年度の富山県予算案を審議する2月定例県議会が、28日から3月18日までの20日間開かれました。

中田知事が「景気回復のための公共事業拡大、社会福祉施策の充実、中小企業対策に特に配慮した」と予算案を説明。最終の本会議で、一般会計1,682億円、総額で2,060億円の51年度予算を採択しました。このほか、「地下水の採取に関する条例」の制定など、計58議案が採択されました。



機械力をフル活用しての採土造成



水を噴射して赤土を流下させる



世界にここだけのユニークな微粒化プラント



お泥が田に流れこむ



トラクターの音が生産性の向上を約束して響き渡る

# 完成した 砺波お泥事業

## お泥かんがい事業とは

「お泥かんがい」という耳慣れない言葉。いわゆる「流水客土」事業である。

水田への客土は、以前はもっぱら人力によつていた。これが近年、動力によるトロッコ運搬やダンプトラックによる搬入工法がとられるようになり、さらに事業コストの最も安い流水客土へと発展してきたものである。流水を利用して老朽化した漏水田に粘土質土壌を客土することで、漏水田の保水、保肥力を強め、かんがい水温と地温の上

昇効果によつて肥料分解度の向上が図られる。

この土質改良によつて水田の生産性が向上し、米質が改良されるばかりではない。かんがいの水の地下浸透が少くなるため、地域全体の用水量の節減がみられるなど、効果は広範囲に及ぶ。

## 大きな実績をもつ富山県

富山県は、この流水客土に大きな実績をもっている。

昭和二六年度から三五年度にかけて、黒部川の両岸にわたる新川平野の五、五〇〇ヘクタールに施行したのが始まりで、全国

昭和37年に県営土地改良事業として着工されて以来、14年間にわたって営々と続けられてきた「砺波お泥かんがい事業」が完成し、去る3月29日中田知事らが出席して完工式が行われた。

この事業は、水漏れのはげしい「ザル田」が多く、低生産性に悩まされてきた砺波地区の5,700haもの水田に客土したものである。総工費24億7,000万円と、約170万㎡にのぼるほう大な量の赤土が投入された大規模事業である。

全国の実施地区において打ち切り完了という失敗例が多く、難事業といわれるこの事業が成功した裏には、地元民の一致した協力体制があり、「米づくり」にかける農民の熱意と忍耐力が結実したものと見える。

的にもこれが元祖だといわれている。

その後、上市川の両岸上市町周辺、早月川の両岸滑川市周辺、片貝川の両岸魚津市周辺と、県東部で順次施行され、大きな効果を挙げてきた。

砺波平野は、庄川氾濫による扇状沖積層のため、砂質浅耕土のいわゆる「ザル田」と呼ばれる漏水田地帯であった。

このため、水温と地温の低下が肥料溶解度と保肥力を弱め、鉄分、マンガンなどを含む粘土質土壌の不足から、俗にいう「秋落」現象がみられた。資本投入に比べ、生産性の低い水田が多かったのである。

また、この地域は元来用水量に恵まれていたが、近年、機械化による代掻期間の短縮や就労の変化に伴う用水使用の集中化によつて、時には用水不足をきたすようになり、地域農民の悩みになっていた。

これらの悪条件を排除するため、昭和三十七年度から砺波市をはじめ、庄川町、井波町、福野

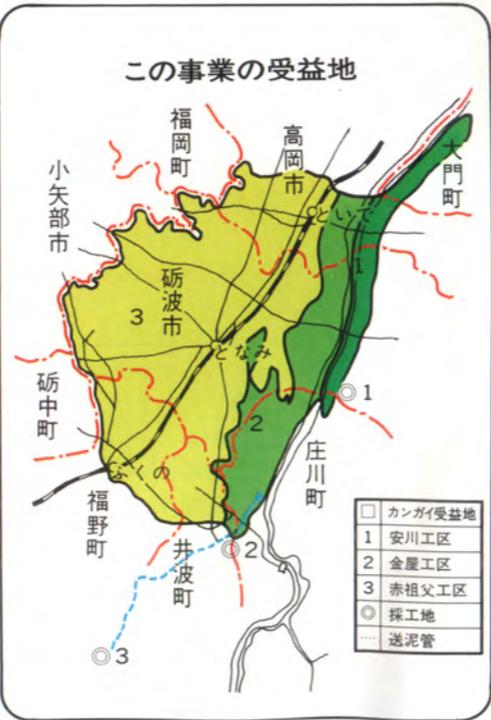
町、高岡市(戸出、中田)、大門町にわたる五、七〇〇ヘクタール

に及ぶ広大な水田を対象としてお泥かんがい事業が着工されたのである。

事業は次の経過で進められた。

- ①昭和三七―三八年 庄川右岸地域から大門町にかけての五〇〇ヘクタール(採土地 砺波市安川)
- ②昭和三九―四三年 庄川沿い左岸地域九〇〇ヘクタール(採土地 庄川町金屋)
- ③昭和四四―五〇年 庄川左岸地域四、三〇〇ヘクタール(採土地 城端町北野井口村赤祖父)

工法的には、砺波地区は新川地方に比べて地形が緩く、かつ、採土質が悪いため、泥水の流下に苦慮した。最新かつ大規模な微粒化施設によつて導水路での堆積を少くし、そのほか労働力不足のカバーのためにも多くの機械が活用された。完工時の赤祖父採土地にあるプラントは、世界に例のないユニークな設備といわれている。



# 青い空を求めて……

青い空を守り、青い空をとりもどすために、動く大気汚染測定室（公害測定車）が公害センターから出動する。



## みなさんの広報課から「お知らせ」

みなさんの広報課は、県庁の玄関の右側にあります。広報課は、県民のみなさんのご意見やご希望、ご相談を受け県政に反映する〈公聴係〉と、県の施策をみなさんに一日も早くお知らせする〈広報係〉があつて、みなさんと県とのパイプ役としての次のような仕事をしています。

●テレビ「みんなの県政」でお楽しみください。

\*北日本放送（KNB）

毎週の日曜日、午前9時から30分間カラー放送  
県政ふるさとめぐり、県施策を対談・座談会などでわかりやすく解説しています。

\*富山テレビ（T34）

毎週の月曜日から土曜日までの毎日、午後5時45分から（土曜日のみ午後5時25分から）5分間カラー放送。

県からのお知らせ、郷土の伝統産業、県内の美術工芸品紹介、みなさんの声などをユニークに放送。

●月刊誌「みんなの県政」は毎月5日頃に発行  
県政の施策の解説、生活知識など掲載しています。

●新聞「みんなの県政」は4紙に登載

毎月の最終土曜日に、北日本・富山・読売・北陸中日の名新聞に、県政の最近の動きや身近なお知らせを載せています。

●ご相談ごとはお気軽に県民相談室へ

生活上のご相談、県政への希望、ご意見など、気軽に次の相談室をご利用ください。

富山県県民相談室（広報課内）

〒930富山市新総曲輪1の7 ☎(0764)31-4111

高岡地方県民相談室

〒933高岡市赤祖父211高岡総合庁舎内

☎(0766)21-9411

魚津地方県民相談室

〒937魚津市新宿10-7魚津総合庁舎内

☎(0765)24-5311

砺波地方県民相談室

〒939-13砺波市幸町1-7砺波総合庁舎内

☎(07633)3-5151